

第2節 アメリカ合衆国 (United States of America)

社会保障施策

2017年1月に共和党トランプ大統領が就任し、公約に基づきいわゆる「オバマケア」の廃止が試みられたが、議会において共和党からも離反者から出るなどして成功していない。他方で、オバマケアについては補助金の削減等、様々な形でその弱体化が図られている。2017年12月の税制改革の中で、オバマケアにおける個人の保険購入義務が廃止されており、これらの取組が今後どのような影響を及ぼすか注目される。2018年は社会保障改革（エンタイトルメント¹改革）の年であると一部で言われているが、中間選挙もにらみ、今後の趨勢は不明である。

1 概要

政府は原則として個人の生活に干渉しないという自己責任の精神と、連邦制で州の権限が強いことが、社会保障制度のあり方にも大きな影響を及ぼしている。

代表的な社会保障制度としては、大部分の有業者に適用される老齢・遺族・障害年金（OASDI: Old-Age, Survivors, and Disability Insurance）のほか、高齢者等の医療を保障するメディケア（Medicare: Medical+Care）や低所得者に医療扶助を行うメディケイド（Medicaid: Medical+Aid）といった公的医療保障制度、補足的所得保障（Supplement Security Income: SSI）や貧困家庭一時扶助（TANF: Temporary Assistance for Needy Families）といった公的扶助制度がある。

医療保障、高齢者の所得保障の分野において顕著であるが、民間部門の果たす役割が大きいことが特徴であり、また、州政府が政策運営の中心的役割を果たすものが多い。さらに福祉の分野においては、1996年8月に成立した個人責任及び就労機会調整法（The Personal Responsibility and Work Opportunity Reconcilia-

tion Act of 1996）による一連の福祉改革により、「福祉から就労へ（Welfare to Work）」が連邦政府の福祉政策の基本方針となっている。

2 社会保険制度等

(1) 概要

年金分野においては広く国民一般をカバーする社会保障年金制度が存在するが、医療分野においてこうした制度は存在せず、公的な医療保障の対象は高齢者、障害者、低所得者等に限定されている。

(2) 年金制度

イ 老齢・遺族・障害年金（社会保障年金（Social Security））

一般に社会保障年金（Social Security）と呼ばれ、連邦政府の社会保障庁（Social Security Administration）が運営している²。この制度は、被用者や自営業者の大部分を対象とし、社会保障税（Social Security Tax）³を10年間以上納めた者に対し、（受給の要件を満たした時から）年金を支給する社会保険制度である。財政面については、現役世代が納付する社会保障税によって高齢者に対する年金給付を行うとともに、高齢化による将来の支出増加に備え、毎年の社会保障税などの歳入が歳出額を上回る分を社会保障年金信託基金（OASDI Trust Fund）に積み立てている。社会保障税は、128,400ドル（2018年）の年間所得を課税対象の上限額とし、12.4%（被用者の場合は労使折半となる）の税率となっている。2015年においては、1億6,890万人の被用者や自営業者（全被用者及び全自営業者の約94%相当⁴）がOASDIに加入している。給付については、平均給付月額が、OASI（老齢・遺族年金）は約1,369ドル、DI（障害年金）は約1,172ドルとなっている（2017年6月時点）。また、老齢年金の支給開

■1) 英語ではentitlement。社会保障制度や福祉制度の受給権のことを指す。

■2) 一部の州・地方公務員及び鉄道職員などは適用除外。

■3) 日本の社会保険料に相当。老齢・遺族・障害年金（OASDI）は、現役世代が支払う社会保障税が、その時点の高齢者に年金として支払われる賦課方式で運営されている。

■4) Social Security Administration (2017) "Annual Statistical Supplement to the Social Security Bulletin, 2016"

[北米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向（米国）]

始年齢は原則65歳であったが、2003年から2027年までの間に段階的に67歳に引き上げられることとなっており、2017年現在は66歳（1954年以前生まれの者。）となっている。

社会保障年金制度をめぐるのは、クリントン及びブツ

シュ両政権下で、2010年以降のベビーブーマー世代の大規模な引退を控え、制度の持続可能性を維持するためにその全部又は一部を民営化するという議論が活発に行われた。両政権下においては、それぞれ改革案の検討のための委員会が組織され、様々な提案が行われたが、い

表2-2-15 公的年金制度

名称	老齢・遺族・障害年金 (OASDI: Old-Age, Survivors and Disability Insurance)	
根拠法	社会保障法 (Social Security Act) 第2編	
制度体系		
運営主体	社会保障庁 (Social Security Administration)	
被保険者資格	被用者及び年間所得400ドル以上の自営業者。一部の州・地方公務員及び鉄道職員は適用対象外。ただし、年金額算定の根拠となる保険料記録（四半期単位）は、1四半期当たり1,320ドル（2018年）の賃金及び所得について行われる。	
年金受給要件	支給開始年齢	66歳（1954年以前生まれの者、2018年）。1955年以降生まれの者は支給開始年齢が段階的に引き上げられ、1960年以降生まれの者は67歳。
	最低加入期間	40四半期（10年）。1四半期当たり1,320ドルの賃金及び所得で1四半期が付与され、年5,280ドルの賃金及び所得で4四半期が付与される（2018年）。
	その他	—
給付水準	賃金を平均賃金の伸びに応じて修正したスライド済平均賃金月額（Average Indexed Monthly Earnings: AIME）に基づいて決まる。 年金額算定式 基本年金月額 = 0.9A + 0.32B + 0.15C A：スライド済平均賃金月額（AIME）の895ドルまでの部分 B：スライド済平均賃金月額（AIME）の895ドル超5,397ドルまでの部分 C：スライド済平均賃金月額（AIME）の5,397ドル超の部分（2018年） なお、上記閾値は受給者が62歳に到達した年を基準に（実際に支給開始した年に関わらず）決められる。被扶養配偶者（62歳以上）等には基本年金額の50%の額が支給される。	
繰上（早期）支給制度	62歳以降であれば繰上げ支給が可能。支給開始年齢からの繰上げが36ヶ月以内であれば、繰上げ支給1ヶ月につき約0.56%減額される（36ヶ月を越えた部分については、約0.42%減額される）。	
年金受給中の就労	繰上げ支給中は、年間17,040ドル（2018年）を超過する就労所得がある場合、就労所得2ドルにつき年金が1ドル減額される。支給開始年齢に達した年であって、年間45,360ドル（2018年）を超過する就労所得がある場合、就労所得3ドルにつき年金が1ドル減額される。ただし、支給開始年齢に達する月の前の勤労所得を対象とし、支給開始年齢に達した月以降は勤労所得による年金の減額はされない。	
財源	保険料	社会保障税として徴収。年128,400ドル（2018年）までの所得に対し、被用者12.4%（事業主・労働者とも6.2%）、自営業者12.4%（2018年）。
	国庫負担	なし。ただし、2011、2012年は社会保障税の減税措置による収入源の補填として国庫負担が行われていた。
その他の給付（障害、遺族等）	障害年金	障害の状態にあり、障害を負った時点以前の一定期間内に一定以上の保険料納付実績が存在すること等の要件を満たした者に支給される。
	遺族年金	年金受給者が死亡した場合、または一定以上の保険料納付実績がある者が死亡した場合で、60歳以上の配偶者、16歳未満又は障害のある子を扶養している配偶者等に支給される。
実績	受給者数	老齢年金 45,497,828人 遺族年金 5,994,280人 障害年金 10,411,252人 (2017年12月)
	支給総額	老齢・遺族年金 7,686.33億ドル 障害年金 1,437.03億ドル (2016年)
	基金運用状況	基金は老齢・遺族年金（OASDI）の基金と障害年金（DI）の基金に分けて管理されており、特別の法的措置をしない限り、相互の繰入れはできない。年金給付や行政経費に充てる必要のない資金は特別国債（市場で取引されている国債と異なり、いつでも額面で現金化することが可能）に投資されている。 基金残高は老齢・遺族年金は2兆8013億ドル、障害年金は463億ドル（2016年末現在）。2016年の財政検証によれば、特段の改革を行わない限り、老齢・遺族年金の基金は2035年に、障害年金の基金は2028年に、老齢・遺族・障害年金全体でみると2034年に枯渇すると推計されている。（2017年社会保障年金信託基金報告書）

国際機関による経済及び雇用失業等の動向と今後の見通し等

カナダ

（社会保障施策）
米国

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国

E
U

ずれの提案も全体としての合意を得るには至らなかった。

2009年1月に就任したオバマ大統領は、2月の上下両院合同本会議演説の中で、長期にわたる財政健全化のためにはメディケア・社会保障年金に係る支出の増加に対応する必要があるとし、2010年2月には超党派による財政上の責任・改革に関する国家委員会を創設し、同年12月に同委員会は社会保障年金の支給開始年齢の引上げ等を盛り込んだ報告書案を発表したが、同委員会においては、この案を議会での議論に供するために必要な票は確保されなかった。

このような情勢下で、社会保障年金の財政は厳しい状況に直面している。2010年以降支出総額が保険料収入等を上回っており、運用収益によって収支のバランスを確保する状況が続いている。将来推計では、2020年以降は、運用収益を加味しても支出総額が収入総額を上回る状態となり、2034年には社会保障年金信託基金が枯渇し、現行の給付水準を確保できなくなるとされている。

2017年1月に就任したトランプ大統領は、選挙期間中にはメディケアなどの福祉政策（エンタイトルメント）維持を唱えていたが、今後どのような議論が展開されるかは不明である。

□ 企業年金制度

公的年金たる社会保障年金に上乘せられるものとして、企業年金が多様な発展を見せている。

企業年金には、大別すると「確定給付型企業年金プラン（Defined Benefit Plan：以下「DBプラン」という。）」及び「確定拠出型企業年金プラン（Defined Contribution Plan：以下「DCプラン」という。）」という2つの形態がある。

DBプランは、比較的古くからある企業年金の形態であり、その特徴としては、①加入者に対し、勤務年数、給与等を考慮した一定の給付算定式によって算定される給付を予め約束していること、②拠出金の拠出は事業主のみであり、加入者からの拠出は必要としないこと、等

があげられる。

一方、DCプランは、1980年代以降、401(k)プランの登場によって急速に普及した企業年金の形態である。その特徴としては、①給付額は、受給時までに制度に拠出された拠出金の合計額と、加入者（被用者）が選択した方法による運用の実績によって、事後的に決定されること、②拠出金の拠出は、加入者が行うものを基本としつつ、事業主からの一定の追加拠出を認めていること、等があげられる。

こうした企業年金プランの創設は事業主の任意であり、法的に強制されているわけではないが、現実的には、大企業を中心に多くの企業は、何らかの企業年金を有している。

企業年金制度のうち、加入者に対して算定式に基づく一定の給付額を予め約束しているDBプランについては、2000年以降の株式市場の低迷と、低金利の影響から、多くのプランにおいて、年金資産の総額が給付債務の総額を下回るという「積立不足」の状況が見られ、プランの廃止が相次いだ。こうした状況を踏まえ、制度建て直しのための検討が続けられてきたが、2006年9月、退職後所得保障に関する包括的な改革案が、2006年年金保護法（Pension Protection Act of 2006）として成立した。

同法は、DBプランについては、積立ルール of 厳格化により各プランの財政健全化を図るとともに、企業がプランを提供する意欲を失わないよう、キャッシュバランス・プラン⁵の法的正当性を明確化する等の措置を講じている。また、DCプランについては、従業員が反対の意思を表明しない限り原則としてプランに加入することとなる自動加入制度や、年金プランの管理を受託している金融機関によるプラン加入者に対する投資教育を認めることなどにより、制度の一層の活用を図ることとしている。

企業年金が保有する資産の額は膨大なものとなっており、2008年後半の景気後退を受け、DBプランについては2008年には約1兆9,790億ドルに、DCプランについては2008年には約3兆5,580億ドルにまで減少し

■5) キャッシュバランス・プランとは、一定の算定式により年金給付額が計算されるため法律上の位置付けはDBプランであるが、従業員個人ごとに仮定の勘定を設け、勤務年数の経過とともに当該勘定に一定の額（拠出及び利息）を定期的に賦与し、仮想口座の残高に応じて年金給付の額が計算されるもの。DCプランと同様、掛金拠出額が安定的なため、企業は将来の負担の急増を回避することができる。

国際機関による経済
及び雇用失業等の動
向と今後の見通し等

カナダ

米 国 (社会保障施策)

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国

EU

たが、その後は趨勢的に持ち直しており、2017年第3四半期では、それぞれ3兆560億ドル (DBプラン)、7兆6,750億ドル (DCプラン) となっている。特に、DCプランについては、2008年と直近を比較すると、約4兆1,170億ドルの増加となっており、着実に増加傾向にある。

また、オバマ大統領は、2014年の一般教書演説において、企業年金に加入することのできなかった従業員を対象とし、雇用者の意向に関わらず、制度に加入することができる「個人退職口座 (myRA: my Retirement Accounts) の創設を発表し、2015年11月から実施した。米国の低・中間所得者層の従業員が、手軽に安心して退職後の資産形成を始めるためのものであったが、当

該制度は、費用対効果が低く、加入者も約2万人に過ぎない一方、運営コストが7,000万ドルにのぼっていたことから、トランプ政権移行後の2017年7月に廃止された。

(3) 医療保険制度等

イ 制度の類型

公的医療保険制度としては、高齢者及び障害者に対するメディケア及び一定の条件を満たす低所得者に対する公的扶助であるメディケイドがある。現役世代の医療保障は民間医療保険を中心に行われており、企業の福利厚生の一環として事業主の負担を得て団体加入する場合も多く、民間医療保険の加入は67.5% (2016年) と大きな役割を担っている。

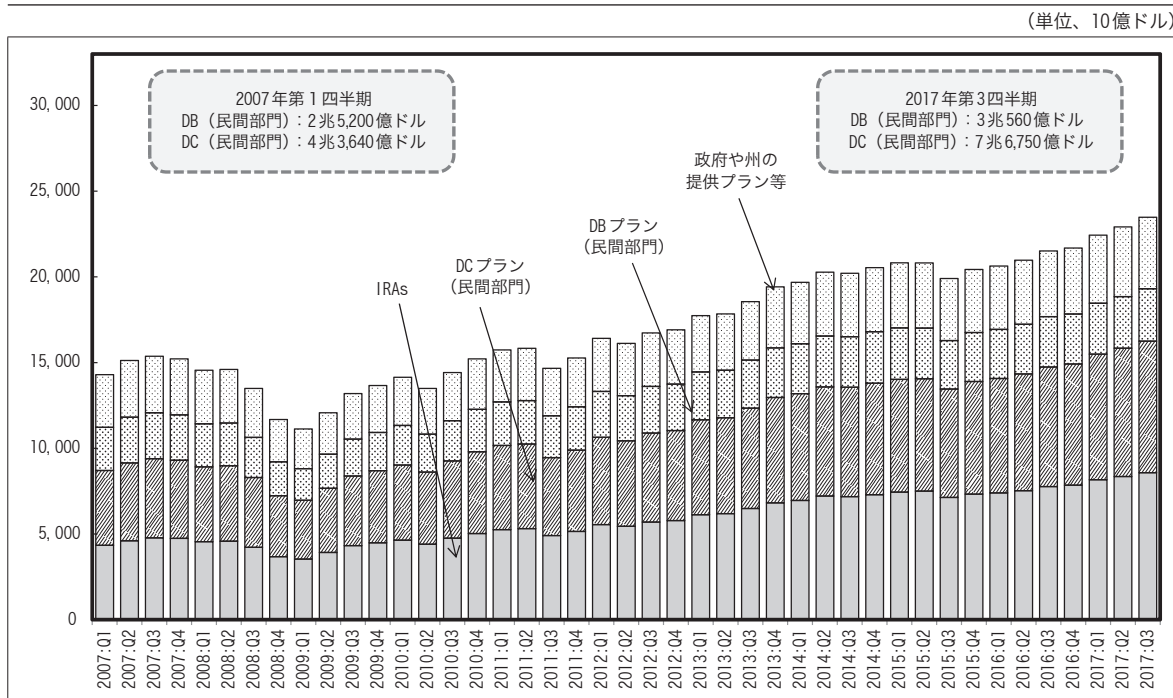
国民医療費は、2015年は前年比5.0%の伸びとなっている。今後、2015年から2025年の間に年平均5.8%で伸びていくと予測されており、2025年には対GDP比で20.1% (2015年はGDP比で17.8%) を占めるものと見込まれている。医療費を支出主体別に見ると、民間医療保険が34.8%と最大の割合を占め、次に、メディケアが22.3%、メディケイド (CHIP: 児童医療保険プログラム (後述) 含む) が18.3%、自己負担が12.4%

表2-2-16 企業年金・医療保険制度を提供している事業所の割合 (2017年3月)

	企業年金制度			医療保険制度
	企業年金制度のある事業所	うちDBプラン制度	うちDCプラン制度	
規模計	48	8	47	58
99人以下	46	7	45	55
100人以上	89	31	86	94

(出典) 連邦労働省労働統計局“Employees Benefit Survey: Establishments offering retirement and healthcare benefits”

図2-2-17 米国の退職資産の概要



(出典) ICI (Investment Company Institute) の Quarterly Retirement Market Data より作成。

国際機関による経済
及び雇用失業等の動
向と今後の見通し等

カナダ

米
国
(社会
保
障
施
策)

フランス

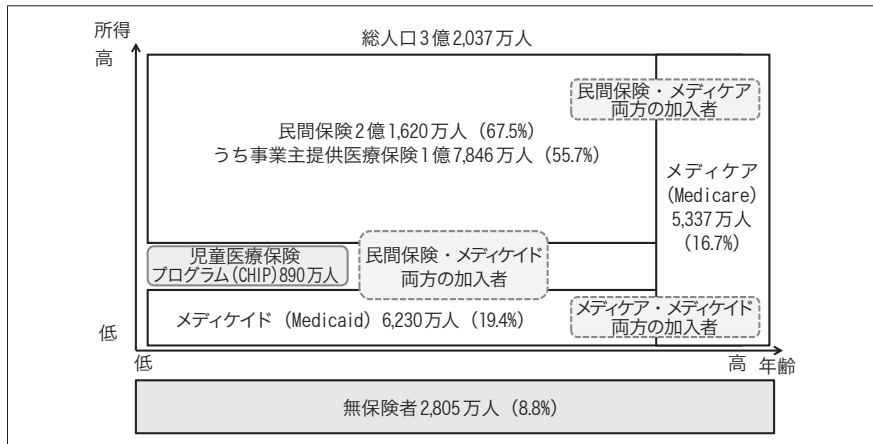
ドイツ

スウェーデン

英国

EU

図2-2-18 医療制度の加入状況の概要（2015年）



(出典) 米国センサス局 "Health Insurance data in the United States: 2016" より作成 (CHIP加入者についてはKaiser Family Foundationのデータを使用)

となっている（2015年）。

なお、医療制度改革法の成立により、2014年から個人に対し医療保険に加入することが原則義務化され、民間の医療保険を含めいずれかの医療保険に加入していない場合には罰金が科されることとなった。また、2015年から事業主に対し医療保険の提供をすることが原則義務化され、違反した場合には罰金が科されることとなった。トランプ政権移行後、税制改革法の中で個人の加入義務が撤廃されるなど、医療制度改革法を実質的に廃止しようとする動きが見られるが、今後の動向は不明である。

□ 医療制度

1997年の均衡予算法においては、州政府主導の下で現行のメディケイド・プログラムの拡大などにより無保険者状態にある児童数を減少させる「児童医療保険プログラム (CHIP: Children's Health Insurance Program)」が創設され、2015年度においては、約890万人の児童がこの制度の対象となっている。

ハ オバマ政権の医療制度改革

先進国で唯一構造的に無保険者を抱えている国であり、無保険者となって事故や病気により破産の危機に瀕

するというのが、福祉を必要とする層だけでなく、中流階級の国民すべてに起こり得る問題となっている。また、医療保険に加入している国民も、解雇や転職等により保障を失い、病気になったときに必要な保障が支払われなくなる可能性がある脆弱なシステムに依存している。一方で、1人当たり医療費は他の先進国の約2.5倍となっており、保険料が高騰して特に中小企業は医療保険の提供をあきらめ、企業の競争力が削がれているほか、無保険者の治療費用は隠れたコストとして保険加入者の保険料に転嫁される悪循環となっている。また、メディケア、メディケイド等は財政的に持続不可能であり、医療制度の問題は財政赤字の問題に直結している。

このため、オバマ大統領は、就任後、内政上の重要課題の一つとして医療制度改革を挙げ、2009年9月に上下両院合同本会議において異例の演説を行って以降、関与の度合いを強めていった。2010年2月には自らの改革案を発表し、民主党議員の説得に当たり、最終的には民主党のみの賛成により、同年3月に医療制度改革法が成立した。主な内容は以下のとおりとなっている。

- ・低所得者に対するメディケイド⁶⁷、児童医療保険プログラム (CHIP) の拡充
- ・個人向け民間医療保険に対する規制強化⁸
- ・州ごとに医療保険エクスチェンジを創設し、個人に対

■6) 医療制度改革法においては当初、メディケイドの拡大要件を州が満たさない場合、メディケイドに係る全ての補助金が停止されるとされていたが、2012年6月の連邦最高裁判決により、この措置は違憲とされた。
 ■7) 世帯所得が連邦貧困ガイドラインの133%未満の成人を加入対象とする。2017年においては4人世帯の場合、年間32,718ドル（アラスカ、ハワイを除く48州及びワシントンD.C.における水準）未満となっている。
 ■8) 主な内容としては、加入申し込みに対する受け入れ保証、疾病履歴等による加入資格・給付制限の禁止、保険適用の待期間の設定を制限、扶養家族の範囲の拡大、生涯給付限度額・年間給付限度額の禁止、自己負担の上限額の設定などがある。

第2章

[北米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向 (米国)]

表2-2-19 医療制度

名称	メディケア (Medicare)	メディケイド (Medicaid)	
根拠法	社会保障法 (Social Security Act) 第18編	社会保障法 (Social Security Act) 第19編	
運営主体	保健・福祉省メディケア・メディケイド・サービスセンター (CMS) (パートA及びB) 民間保険者 (パートC及びD)	保健・福祉省メディケア・メディケイド・サービスセンター (CMS) が監督し、各州が運営。	
被保険者資格	<ul style="list-style-type: none"> 勤務期間中に社会保障税の拠出を40四半期以上行ってきた65歳以上の者 2年以上障害年金の受給資格がある者 慢性腎不全患者 等 	<p>州により異なるが、連邦政府からの補助金を受けるためには、以下の者等を加入対象者とする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どものいる低所得者の家庭 世帯所得が連邦貧困ガイドラインの133%未満の世帯に属する6歳未満の子ども、及び連邦貧困ガイドラインの100%未満の世帯に属する6歳以上19歳未満の子ども。 世帯所得が連邦貧困ガイドラインの133%未満の世帯に属する妊婦。 メディケイドの加入要件を満たした女性から生まれた出生1年以内の乳児。 補足的所得保障 (SSI) の受給者 <p>さらに、2014年に開始されたメディケイド拡大により33州及びワシントンD.Cでは以下の者も対象となっている (2018年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯所得が連邦貧困ガイドラインの133%未満の成人 6歳以上19歳未満の子どもで、世帯所得が連邦貧困ガイドラインの100%以上133%未満の者 	
給付対象	本人	要件を満たす低所得世帯	
給付の種類	<p><メディケア・パートA (病院保険 (HI: Hospital Insurance))> 強制加入。入院サービス、高度看護施設ケア等を保障。</p> <p><メディケア・パートB (医療保険 (MI: Medical Insurance))> 任意加入。外来等における医師サービス等を保障。</p> <p><メディケア・パートC (メディケア・アドバンテージ (Medicare Advantage))> 任意加入。パートA及びBの双方に加入している者に対し政府に代わって民間の保険者がパートA及びBの給付と同等以上の給付を請け負う制度。</p> <p><メディケア・パートD (メディケア・処方せん薬プラン (Medicare Prescription Drug Plans))> 任意加入。外来患者に係る処方せん薬代を保障。</p>	<p>通常の医療サービス (入院サービス、医師サービス等) をカバーする以外に、メディケアがカバーしない長期ケア (介護) もカバーする。</p>	
本人負担割合等	<p>入院 (パートA): 入院1回につき1,340ドルの免責額を負担。これに加え、入院後1~60日までは自己負担なし、61~90日までは1日当たり335ドルの自己負担、91日以降は、1日当たり670ドルの自己負担 (ただし、91日以降自己負担の支払のみで済むのは生涯60日であり、それを超えた場合は、全額自己負担となる)。(2018年)</p> <p>外来等 (パートB): 年間183ドルの免責額を負担。免責額を超えた分について、20%の自己負担 (医師サービスの場合)。</p> <p>パートC: プランにより異なる。</p> <p>パートD: プランにより異なるが、連邦政府の定める給付最低基準は、薬剤費が年間405ドル未満の部分: 免責額として全額負担 薬剤費が年間405~3,750ドルの部分: 25%自己負担 薬剤費が年間3,750ドル以上の部分で、自己負担額と製薬会社の割引額の合計が4,850ドル未満の部分: ブランド薬については35%の自己負担 (製薬会社の割引50%、プランの負担15%)、ジェネリック薬については44%の自己負担 (プランの負担56%)。</p> <p>自己負担額と製薬会社の割引額の合計が年間5,000ドル以上の部分: 5%の定率負担又は1処方当たり後発品で3.35ドル、それ以外で8.35ドルの定額負担 (catastrophic coverage)。(2018年)</p>	/	
財源	保険料	<p>パートA: 現役世代の社会保障税 (2.9%、労使折半。自営業者は全額負担)</p> <p>パートB: 加入者の標準保険料は、年収に応じて月134ドル~428.6ドル。(2018年)</p> <p>パートC: 加入者の保険料はプランにより異なる。</p> <p>パートD: 加入者の保険料はプランにより異なる。</p>	/
	政府負担	任意加入保険の収支差を国が負担。	<p>州による保障に要した費用の一部を連邦が義務的に負担。連邦による負担率 (Federal Medical Assistance Percentage: FMAP) は、州の1人当たりの平均所得と全国平均との比較に応じて設定されるが、法律によって下限 (50%) と上限 (83%) が定められている。ただし、2014年に開始されたメディケイドの対象拡大に伴うコストについては、2016年まで連邦政府が100%負担することとなっている。</p>
実績	加入者数	5,680万人 (2016年) (パートA: 5,646万人、パートB: 5,209万人、パートC: 1,839万人、パートD: 4,319万人) ※任意加入の分があるため、各パートの総計は、上記の合計とは合致しない。	6,230万人 (2016年)
	支払総額	6,787億ドル (2016年) (パートA: 2,854億ドル、パートB: 2,934億ドル、パートD: 1,000億ドル) ※パートCの基本費用は、パートAとパートBの信託基金から支払っている。	5,579億ドル (2016年) (連邦政府: 3,634億ドル、州: 2,125億ドル)
	基金運用状況	支払総額は、2015年時点で対GDP比で3.6%だが、2041年には5.6%、2091年には5.9%に増加すると見込まれている。パートAの勘定は2029年には基金が枯渇すると推計されている。一方、パートBとパートDの勘定は、支出に合わせて保険料水準等を設定するため、資金繰りに問題はないが、支払総額は今後も増加していくと見込まれている (2017年メディケア信託基金報告書)。	/

国際機関による経済及び雇用失業等の動向と今後の見通し等

カナダ

(社会保障施策) 米国

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国

EU

し医療保険加入を義務付け⁹

・事業主に対し、医療保険を提供するか、罰金を支払うか（Play or Pay）を義務付け

同法案は、2014年から本格施行されており、2016年2月時点で約1,270万人が医療保険エクステンジを通じ民間医療保険に加入するなど、一定の成果を上げている。

3 公衆衛生施策

(1) 保健医療施策

政府は2000年に、“Healthy People 2000”を改定し、“Healthy People 2010”を策定した。“Healthy People 2010”は、国民に対し500以上にわたる健康に関する目標値を示し、今後10年の間、国民が健康的で質の高い生活を持続し、健康を害する行為を減少させることを目的に策定された。これまでの“Healthy People 2000”で取り上げられていた、がん、HIV、喫煙などといった事項に加え、慢性的な腎臓疾患、呼吸器疾患、医療器具の安全性なども取り上げられ、官民協力して、健康的な生活習慣の普及、健康で安全な地域社会の構築、一人ひとりの健康及び公衆衛生に関する制度の改善そして疾病や障害の予防と治療を推進していくことを目指している。2010年にはさらにこれを改定した“Healthy People 2020”が発表された。“Healthy People 2020”では、42分野の1,200項目以上について目標を定めており、新たに健康に関する生活の質と幸福、国際保健、医療関連感染、睡眠などが盛り込まれている。

こうした政策目標を達成するため、国立衛生研究所（National Institutes of Health）において疾病・ウィルスの研究等を行っており、研究費予算は、2017年会計年度で315.96億ドルとなっている。

なお、喫煙防止・たばこ管理施策に関しては、2009年6月に、オバマ大統領の署名により、連邦保健・福祉省（Department of Health and Human Services: HHS）の食品医薬品局（Food and Drug Administration）内に新たにたばこ製品センターを設立してたばこ

に係る規制権限を付与するなど、対策を強化する家族喫煙防止及びたばこ規制法（Family Smoking Prevention and Tobacco Control Act）が成立した。2016年には、電子たばこの18歳未満への販売禁止等を定めた規則が制定された。

(2) 医療施設

患者は通常、まず近所で診療所を開業するプライマリケア医を受診し、その後プライマリケア医の推薦する専門医を受診することとなる。アメリカの専門医は病院に雇用されている勤務医ではなく、病院の近くに自前の事務所を抱える独立事業主となっている場合が多い。病院の多くもオープン病院のシステムを採用しており、専門医は自らの契約する病院の機器、病床を使って治療や手術等を行い、退院後は自らの事務所に患者を通院させるか、その他のリハビリ施設に通わせることとなる。

アメリカ病院協会（American Hospital Association: AHA）の調査によれば、2016年における登録病院数は全米で5,534病院となっており、このうち急性期病院（short term hospital）を含むコミュニティ・ホスピタル（community hospital）が4,840病院、連邦政府病院（Federal Government Hospitals）が209病院、非連邦精神病院（Nonfederal Psychiatric Hospitals）が397病院、非連邦長期病院（Nonfederal long term hospital）が78病院となっている。

コミュニティ・ホスピタルを開設主体別に見た場合、2,849病院が民間非営利病院であり、956病院が自治体立病院、1,035病院が民間営利病院となっている。また、登録病院の病床数は約89万床となっており、コミュニティ・ホスピタルの病床数は約78万床となっている。

4 公的扶助制度

日本の生活保護制度のような、連邦政府による包括的な公的扶助制度はない。高齢者、障害者、児童など対象者の属性に応じて各制度が分立している。また、州政府独自の制度も存在している。

■9) 個人が加入する医療保険は一定の条件を満たすことを要求され、例えば眼科・歯科のみの給付や労災保険、特定の疾病・状態に対する保険、医療費の割引のみを提供するプランは一定の条件を満たさないとされる。州ごとに州又は連邦政府が運営する医療保険あっせんサイトである医療保険エクステンジが開設され、給付範囲や内容などが比較しやすくされている。医療保険エクステンジから保険プランを購入した場合、所得が連邦貧困ガイドラインの400%より低ければ保険料補助の対象となるなど一定の保険料の補助が設けられている。

国際機関による経済
及び雇用失業等の動
向と今後の見通し等

カナダ

米
国
(社会保障施策)

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国

EU

主要な制度は、貧困家庭一時扶助（TANF）、補足的所得保障（SSI）、メディケイド、補足的栄養支援（Supplemental Nutrition Assistance Program: SNAP（2008年10月より食料スタンプ（Food Stamp）から名称変更）、一般扶助（General Assistance: GA）の5つである。

また、広義の所得保障として勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit: EITC）がある。

このうち補足的保障所得と補足的栄養支援は連邦政府直轄事業であり、貧困家庭一時扶助とメディケイドは連邦政府が定める比較的緩やかな基準の下で州政府が運営し、連邦政府は費用の一定割合の補助金を交付する。

(1) 貧困家庭一時扶助（TANF）

州政府が児童や妊婦のいる貧困家庭に対して現金給付を行う場合に、連邦政府が州政府へ定額補助を行うものであり、「個人責任及び就労機会調整法（Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act）」などによる1996年の福祉改革の一環として創設された制度で、「福祉から就労へ」を促進することを目指している。財政的には、州の裁量により連邦政府から交付される補助金の使途の大部分を定めることができることとなった。給付の内容については州が独自に定めることができる。延べ5年間扶助を受給した世帯は受給資格を失うことになる。受給者数は、2017年3月時点において約249万人、約109万世帯となっている。

(2) 補足的所得保障（SSI）

連邦政府による低所得者に対する現金給付制度であり、65歳以上の高齢者又は障害者のうち資産及び所得に関する受給資格要件を満たす者が対象となる。新規無資産受給者に対する連邦の所得保障の給付上限月額額は、750ドル（2018年）である。なお、他からの収入がある場合やOASDIなど他から給付所得がある場合には、補足的所得保障の給付額は減額される。また、多くの州において連邦所得保障に州独自の上乗せ支給を行っている。2017年12月現在のSSIの受給者は約823万人であり、合計約48億ドル、平均月額541.63ドルが給付されている。

(3) 補足的栄養支援（SNAP）

連邦政府が低所得者世帯に対し食料購入に使用できる一種のクレジットカードを支給し、カードの持ち主がそのカードで買い物をするすると代金が本人の補足的栄養支援口座から引き落とされる制度となっており、農務省（USDA）が所管・運営している。政府からの給付金は毎月、補足的栄養支援口座に振り込まれることとなる。給付金の額は世帯構成員や所得の大きさによって異なり、2人世帯の場合、最高で357ドル（他の所得無しとみなされた場合）となっている。上述のSSIなどの公的扶助と併給も可能となっている。2017年11月時点では、約2,080万世帯、約4,166万人が利用し、約53億ドルが給付された。

(4) 一般扶助（GA）

一部の州・地方政府により実施されている、貧困家庭一時扶助や補足的所得保障などが受けられない者に対する制度である。受給資格や給付の内容は州・地方により異なる。

(5) 勤労所得税額控除（EITC）

連邦政府により実施されている。控除額が所得税額を上回る場合、つまり所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナスの額が算出される場合に、そのマイナス分について税の還付（実際には給付）を行う、税制を通じた広義の所得保障制度である。制度対象者は、勤労所得があり、かつ所得が一定額未満の者である。控除額は所得額や子の数により異なり、子が2人いる場合、最大で年5,728ドル（2018年）である。また、州や地方によっては州所得税・地方所得税に対しても、連邦政府と同様、勤労所得税額控除を設定している。

5 社会福祉施策

(1) 高齢者福祉施策

日本のような公的な介護保障制度は存在しないため、医療の範疇に入る一部の介護サービス（Skilled Nursing Homes等）がメディケアでカバーされるに過ぎず、介護費用を負担するために資産を使い尽くして自己負担ができなくなった場合に初めて、メディケイドがカバーすることになる。また、食事の宅配、入浴介助等医

療の範疇に入らない介護サービスについては、米国高齢者法（Older Americans Act）によって、一定のサービスに対する連邦政府等の補助が定められているが、この予算規模はさわめて小さいものとなっている。また、高齢者介護サービスは、民間部門（特に営利企業）の果たしている役割が大きいのが特徴である。

高齢者介護サービスについては、施設サービスに偏りがちになっていること、個々のサービスが有機的に統合されていないこと、予防に係る取組が重要になっていること等の課題が指摘されており、連邦保健・福祉省は、高齢者や障害者が利用可能なサービスを一覧できるワンストップ・ショップの機能を持つセンターの創設や、根拠に基づく予防施策、ナーシングホームへの入居を未然に防ぐための施策等を推進している。

(2) 障害者福祉施策

障害年金の給付や補足的所得保障による現金給付、メディケア及びメディケイドによる医療保障が中心である。また、障害保健福祉施策を総合的に提供する組織は存在しない。なお、1999年12月には、それまで就労による所得上昇等によってメディケイド等の医療保険の対象でなくなってしまう障害者に対し、州の判断で医療保障を適用することを可能とし、障害者の雇用促進を図ることとされた。

オバマ大統領が、2009年をコミュニティ生活推進年間とするとしてを受けて、2009年6月に、連邦保健・福祉省は、障害者がコミュニティで生活を送ることを支援するため、「コミュニティ生活イニシアティブ（Community Living Initiative）」を推進していくことを発表した。同イニシアティブの下、関係者との意見交換、州との協力体制の強化、手頃な住居の提供拡大等が行われている。

(3) 児童健全育成施策

児童を養育する低所得家庭を対象とする貧困家庭一時扶助のほか、里親、養子縁組及び児童の自立支援の提供、児童虐待対策、保育施策、発達障害児童対策などが行われている。また、児童扶養強制プログラムにより、親の捜索、確定及び児童扶養経費の支払命令を実施し、また、養育を行っていない親からの養育費徴収を行って

いる。なお、子を養育する全家庭を対象とした児童手当制度は実施されていない。

全国統一的な保育制度は整備されておらず、州政府が施設整備、職員配置基準などを定めている。連邦政府は連邦保健・福祉省内に保育の専門部局（保育部：Office of Child Care）を設置し、州・地域などで低所得の家族が良質の保育サービスを楽しむよう、財政的支援を行っている（2016年度で連邦は約57億ドルを支出して、州に支援している。州（及びさらに州から財源移譲を受けた郡、市町村）は、この金額を大きな財政的基礎にして、各種サービスを実施する）。例えば、「チャイルドケアバウチャー」を経済的に恵まれない親に支給し、親はそのバウチャーで各種チャイルドケアサービスを手りする。バウチャー制度は州によって異なっているが、制度の監督・整備は連邦保健・福祉省保育部の大きな任務になっている。

6 近年の動き・課題等

2016年までのオバマ政権に代わり、2017年に共和党トランプ政権が誕生した。トランプ大統領は選挙期間中にいわゆるオバマケアの廃止を訴えていたが、大統領就任後最初に取り組んだこの試みは頓挫している。他方、この他の社会保障施策については同大統領からは特段の政策などは表明されておらず、今後の動向は未知数である。

社会保障年金については、近年、ベビーブーマー世代の大量退職等の要因で収支のバランスが崩れており、特に障害年金については、2016年には基金が枯渇し、現行の給付水準を維持できない状況に陥っていた。このため、2015年11月に成立した超党派予算法（Bipartisan Budget Act of 2015）により、2016年から2018年の3年間、社会保障税の税率のうち老齢・遺族年金に充てる分と障害年金に充てる分の配分を変更し、障害年金への歳入を増やすことにより枯渇を防いだ。ただし、これも一時的な問題の先送りに過ぎず、2017年時点の推計では、障害年金は2028年に、老齢・遺族・障害年金全体でみても2035年に枯渇するとされている。何らかの対応が求められている状況にあるが、トランプ大統領はこれまで具体的な制度改革案を示していない。

次に、医療については、2014年から本格施行された

国際機関による経済
及び雇用失業等の動
向と今後の見通し等

カナダ

（社会保障施策）
米 国

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国

EU

第2章

[北米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向 (米国)]

図2-2-20 医療保険加入状況の動向

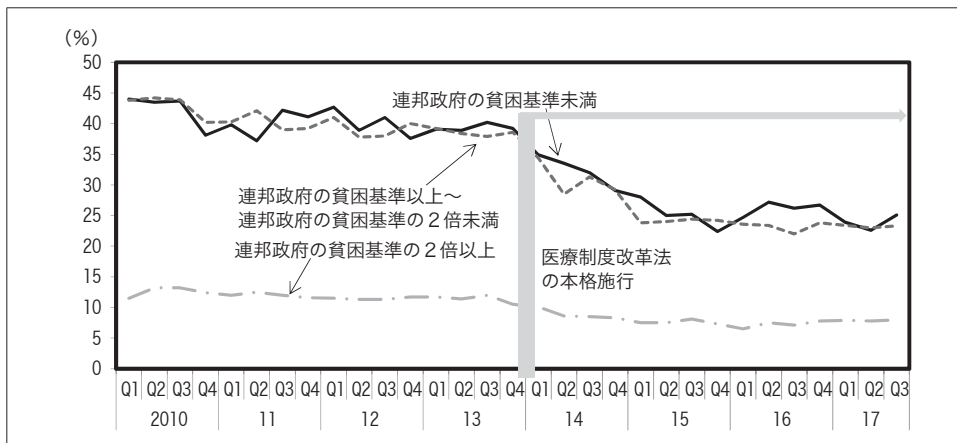


図2-2-21 年齢別にみた無保険者の動向

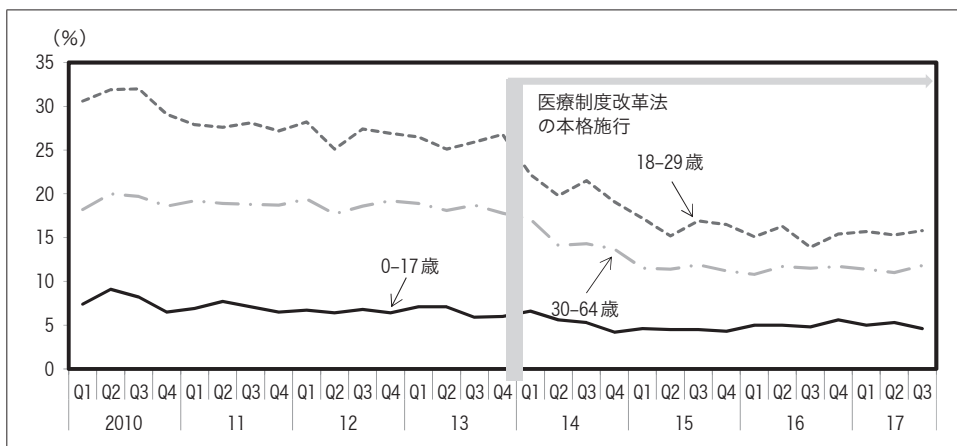
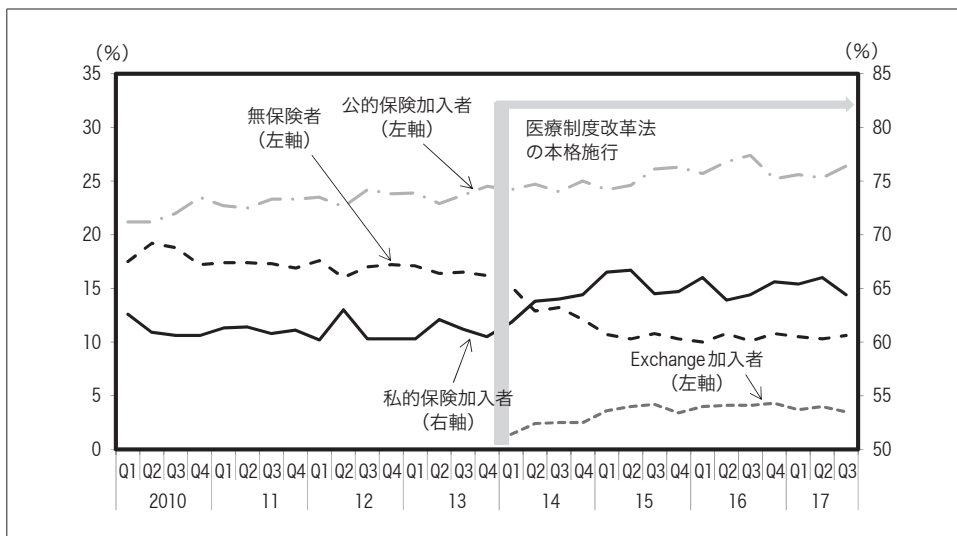


図2-2-22 貧困基準でみた無保険者の動向



国際機関による経済
及び雇用失業等の動
向と今後の見通し等

カナダ

米国
(社会保障施策)

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国

EU

医療制度改革法が、無保険者を減少させる観点からは一定の成果をあげている状況にある。65歳未満における医療保険の加入状況は、医療制度改革法が本格施行される直前の2013年第4四半期には16.2%であった無保険者の割合は、2017年第3四半期には10.6%となっており、5.6ポイント減少している。一方で、2013年第4四半期には60.5%であった私的保険加入者は2017年第3四半期には64.4%と3.9ポイント増加しており、医療保険エクステンジの加入者も増加している。また、無保険者の動向を年齢別にみると、18歳から29歳の層において2013年第4四半期には26.8%であった無保険者の割合は、2017年第3四半期には15.8%となっており、11.0ポイント減少している。さらに、無保険者の動向を貧困基準の観点からみると、低所得層においても、無保険者が減少傾向にある。

同制度の廃止を公約に掲げて当選したトランプ大統領であったが、共和党側からも反対が出るなどして、廃止の試みは失敗しており、その優先順位を下げざるを得ない状況にある。ただし、補助金の縮小、加入を促す広告費の削減、加入期間の縮小など、各種の（法律上の手当を有しない）施策によりその弱体化を図っており、さらに2017年12月に成立した税制改革法の附則において、個人の医療保険加入義務を廃止した。これらの影響や、今後のさらなる試みの帰趨については引き続き注視が必要である。

(参考)

- 連邦保健・福祉省 <https://www.hhs.gov/>
- 連邦保健・福祉省メディケア・メディケイド・サービスセンター <https://www.cms.gov/>
- 社会保障庁 <https://www.ssa.gov/>

国際機関による経済
及び雇用失業等の動
向と今後の見通し等

カナダ

米
国
(社会保障施策)

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国

EU